

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（土壌汚染対策グループ）（06-6615-7926）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	汚染土壌処理業の許可
概要	<p>土壌汚染対策法では、同法で指定された区域の汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌処理施設ごとに大阪市長の許可を受けなければなりません。</p> <p>汚染土壌処理施設の種類は次のとおりです。</p> <p>①浄化等処理施設（浄化、溶融、不溶化を行う施設）②セメント製造施設 ③埋立処理施設 ④分別等処理施設（異物除去、含水率調整を行う施設）⑤自然由来等土壌利用施設</p> <p>また、汚染土壌処理業者が業を譲渡する場合や法人の合併又は分割をする場合、業を相続する場合は大阪市長の承認を受けなければなりません。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>土壌汚染対策法第22条、23条、27条の2、27条の3、27条の4 汚染土壌処理業に関する省令第4条 （https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html） 大阪市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱 （https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000055830.html）</p>
審査基準	<p>（土壌汚染対策法第22条第3項） 許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>1 汚染土壌処理業の許可の基準（省令第4条） ・汚染土壌処理施設に関する基準（第4条第1号イ～フ） ・申請者の能力に関する基準（第4条第2号イ～ニ）</p> <p>2 申請者が次のいずれにも該当しないこと イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ロ 第25条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（トにおいて「暴力団員等」という。） ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>（なお、業を譲渡する場合、法人の合併又は分割をする場合、業を相続する場合の承認についても、上記規定が準用されます。）</p>
標準処理期間	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難
経由日数	なし
提出先	環境局環境管理部環境管理課（土壌汚染対策グループ）
提出時期	随時
提出方法	汚染土壌処理業の許可等の申請書、添付書類を提出先にお持ち下さい。
手数料	<p>・許可申請（新規）239,500円 ・許可申請（更新）187,300円 ・変更許可申請119,900円 ・譲渡、譲受承認申請93,200円 ・合併、分割承認申請93,200円 ・相続承認申請93,200円</p>
相談窓口	環境局環境管理部環境管理課（土壌汚染対策グループ）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html#6
備考	